

平成 19 年 3 月 29 日
消 防 庁

平成 18 年(1 月～12 月)における火災の概要(概数)

前年と比較すると、出火件数・死者数・損害額等、ほとんどの項目について減少しましたが、住宅火災による死者数(放火自殺者等除く)が依然 1,000 人を大きく超えるなど、引き続き高い水準にあります。

① 総出火件数は 53,260 件、前年比 4,200 件の減少

総出火件数は 53,260 件で、前年より 4,200 件減少(-7.3%)しました。出火原因別ごとにみると、放火及び放火の疑いによる火災が 11,258 件で 1,006 件減少(-8.2%)、たき火による火災が 2,629 件で 751 件減少(-22.2%)しました。

② 総死者数は 2,066 人、前年比 129 人の減少

火災による総死者数は 2,066 人で、前年と比べると 129 人減少(-5.9%)しました。負傷者は 8,538 人で前年より 312 人減少(-3.5%)しました。

③ 住宅火災による死者(放火自殺者を除く)数は 1,187 人

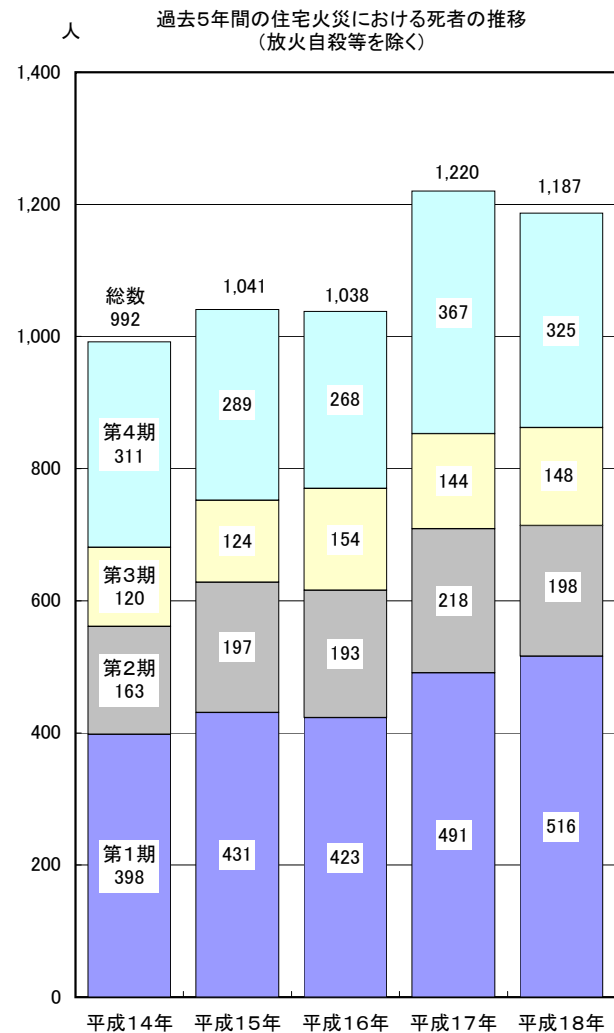
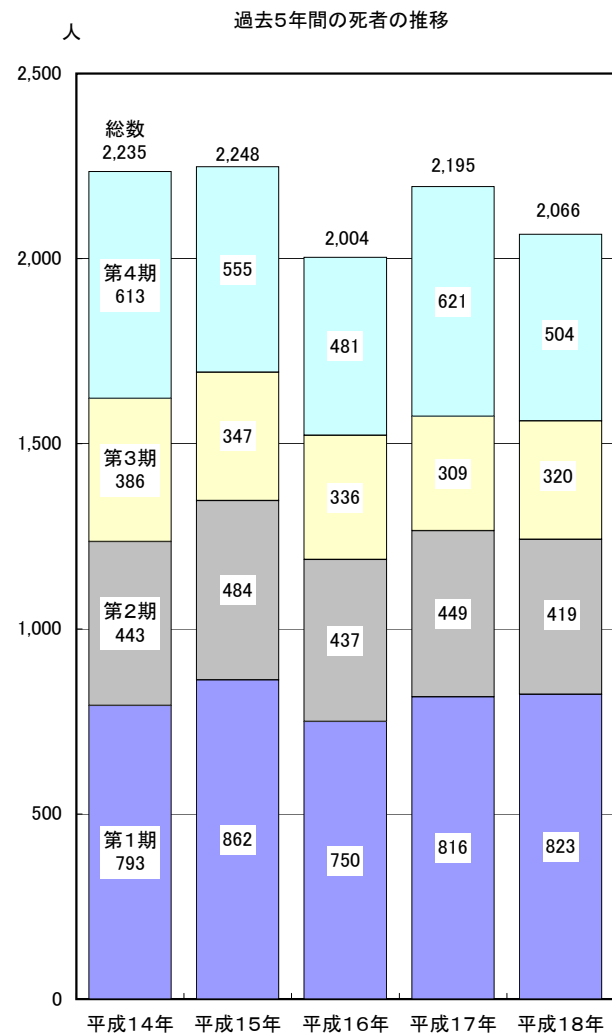
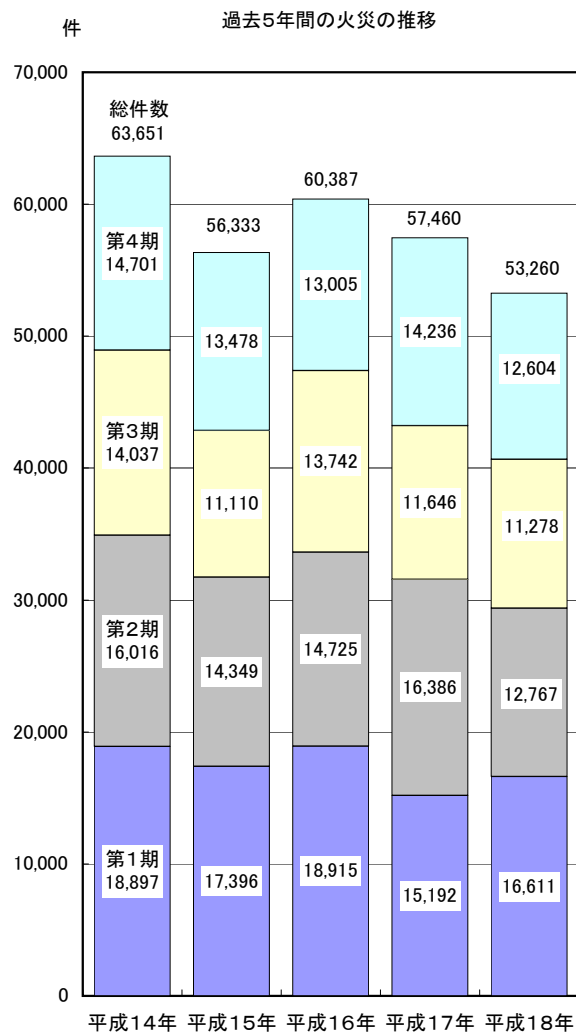
住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)数は 1,187 人で、過去最多であった前年と比べると 33 人減少(-2.7%)となりました。なお、このうち 687 人は 65 歳以上の高齢者となっており、死者の 57.9%を占めています。

④ 出火原因の第1位は「放火」、続いて「こんろ」

全火災 53,260 件を出火原因別にみると、「放火」6,637 件(12.5%)、「こんろ」5,988 件(11.2%)、「たばこ」5,132 件(9.6%)、「放火の疑い」4,621 件(8.7%)、「たき火」2,629 件(4.9%)の順となっています。また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると 11,258 件(21.1%)となっています。

【担当】

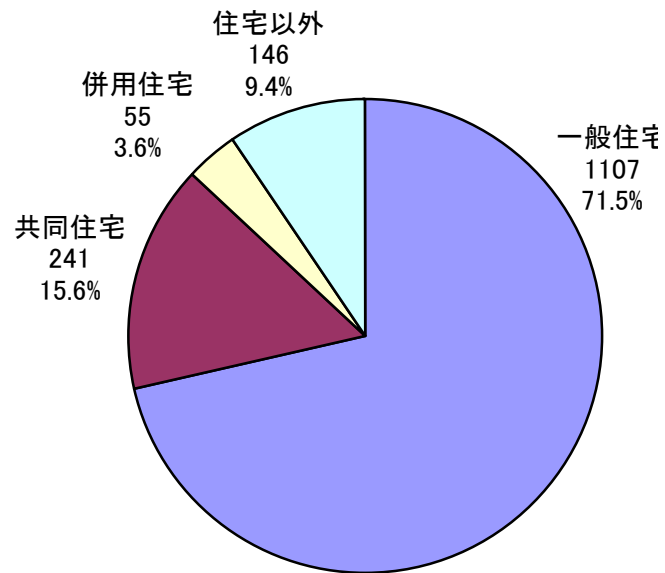
総務省消防庁防災情報室 水越・鈴木
(代 表) 03-5253-5111 内線 7817
(直 通) 03-5253-7526
(F A X) 03-5253-7536



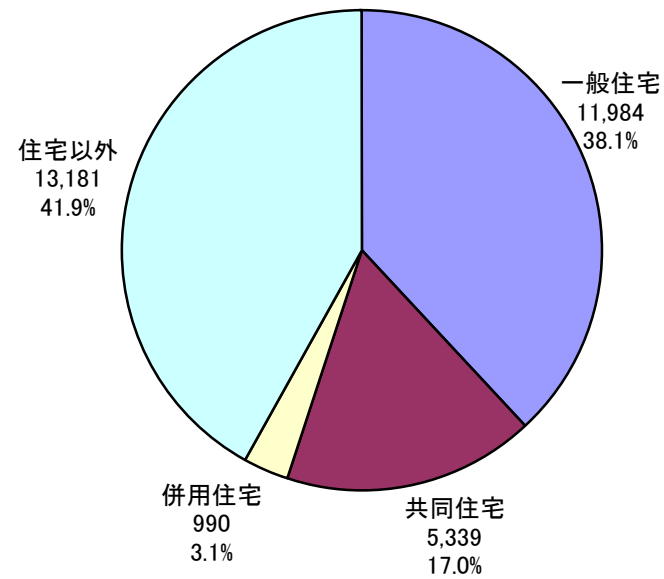
※ 第1期(1月～3月)、第2期(4月～6月)、第3期(7月～9月)、第4期(10月～12月)

建物火災の死者1,549人の内訳

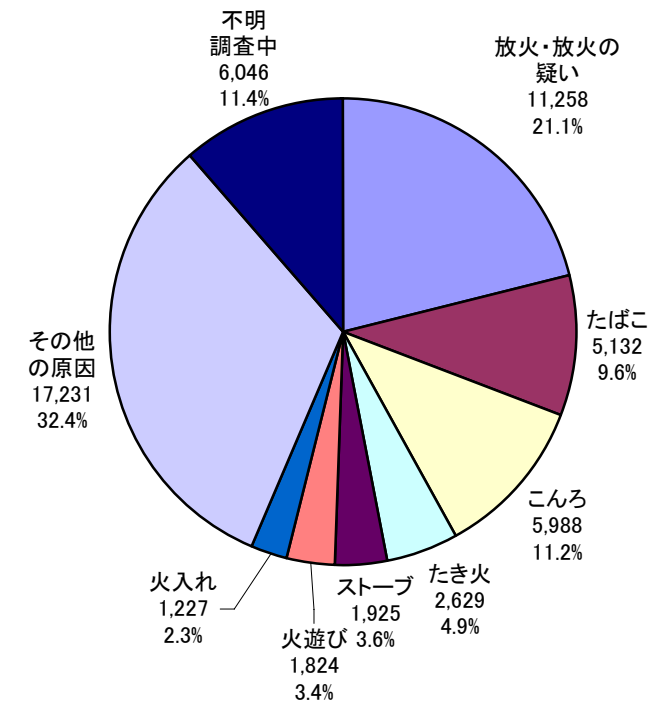
※死者の発生した建物用途によ



建物火災の出火件数31,494件の内訳

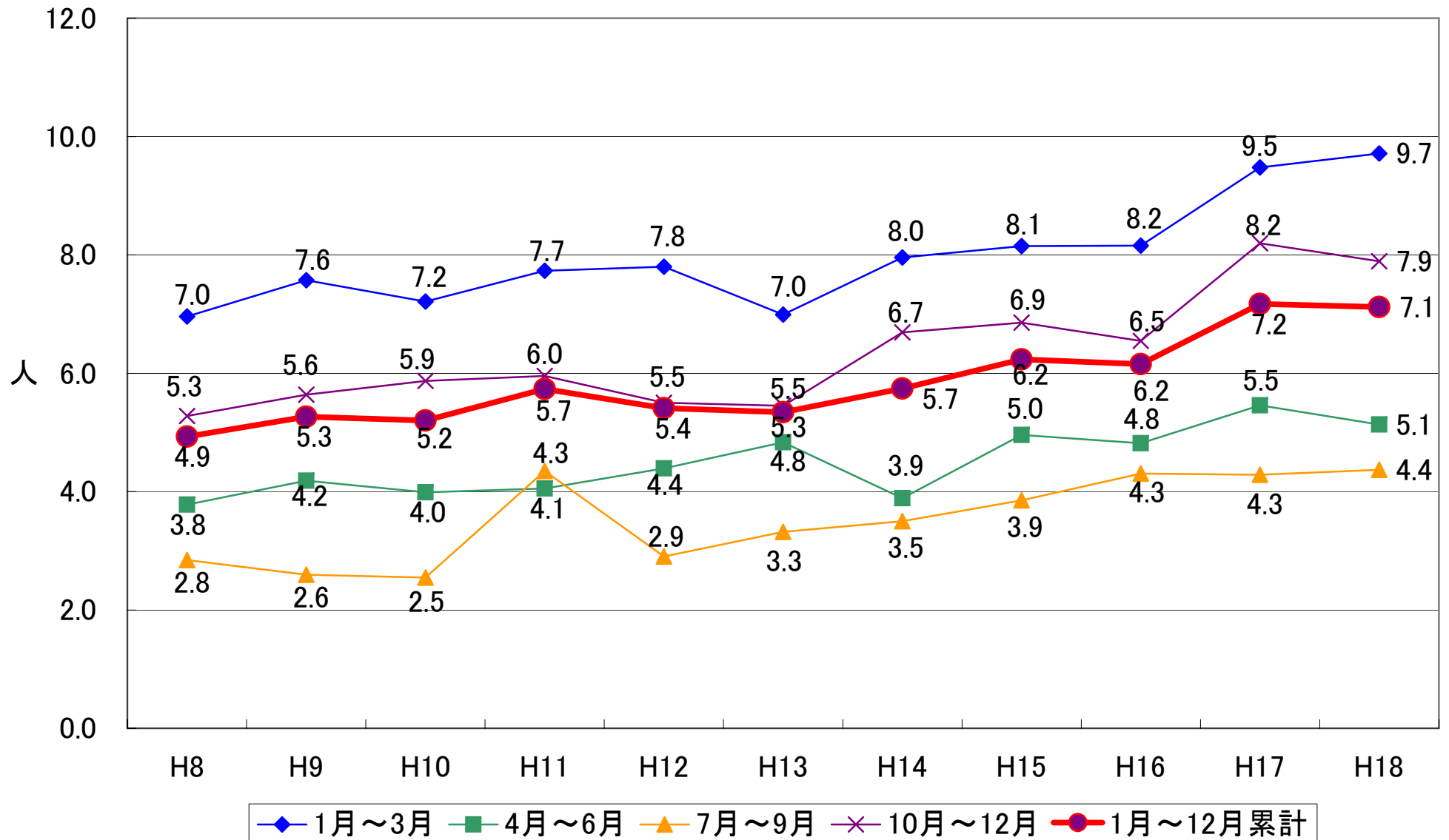


出火原因の内訳(全火災53,260件)



住宅火災における死者の発生率

※住宅火災(放火を除く)100件当たりの、
住宅火災死者(放火自殺者等を除く)の死者数



平成 19 年 3 月 29 日
総務省消防庁

平成 18 年(1 月～12 月)における火災の概要(概数)

1 総出火件数は 53,260 件、前年比 4,200 件の減少

平成 18 年(1 月～12 月)における総出火件数は 53,260 件であり、前年と比べると、4,200 件の減少(−7.3%)となっています。

これは、おおよそ 1 日あたり 146 件、10 分ごとに 1 件の火災が発生したことになります。

火災種別ごとに前年と比較してみると、建物火災 31,494 件(1,555 件の減・−4.7%)、車両火災 6,239 件(391 件の減・−5.9%)、林野火災 1,574 件(641 件の減・−28.9%)、船舶火災 102 件(22 件の減・−17.7%)、航空機火災 1 件(5 件の減・−83.3%)、その他火災 13,850 件(1,586 件の減・−10.3%)となっています。本年を前年と比較すると、全ての火災種別において、前年を下回っています。

2 火災による死者は 129 人の減少、負傷者は 312 人の減少

火災による死者は 2,066 人で、前年と比べると 129 人の減少(−5.9%)となっています。

火災種別ごとに前年との比較をみると、建物火災 1,549 人(62 人の減・−3.8%)、車両火災 200 人(3 人の増・+1.5%)、林野火災 14 人(30 人の減・−68.2%)、船舶火災及 0 人(前年同じ)、航空機火災 0 人(前年 1 人)、その他火災 303 人(39 人の減・−11.4%)の死者が発生しており、全体的には死者は減少しています。

火災による負傷者は 8,538 人であり、前年と比べると 312 人の減

少(−3.5%)となっています。

火災種別ごとにみると、建物火災 7,578 人(69 人の減・−0.9%)、車両火災 302 人(52 人の減・−14.7%)、林野火災 72 人(65 人の減・−47.4%)、船舶火災 18 人(5 人の増・+38.5%)、航空機火災 0 人(前年同じ)、その他火災 568 人(130 人の減・−18.6%)の負傷者が発生しています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は 1,187 人で、33 人の減少

建物火災における死者 1,549 人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、1,403 人であり、放火自殺者等を除くと 1,187 人となっています。なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、90.6%で、出火件数の割合 58.1%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の約 6 割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く) 1,187 人のうち、687 人(57.9%)が 65 歳以上の高齢者です。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年比較は、逃げ遅れ 759 人(11 人の減・−1.4%)、着衣着火 68 人(8 人の減・−10.5%)、出火後再進入 24 人(4 人の減・−14.3%)、その他 336 人(10 人の減・−2.9%)となっています。

5 出火原因の第 1 位は「放火」、続いて「こんろ」

全火災 53,260 件を出火原因別にみると、「放火」6,637 件(12.5%)、「こんろ」5,988 件(11.2%)、「たばこ」5,132 件(9.6%)、

「放火の疑い」4,621件(8.7%)、「たき火」2,629件(4.9%)の順となっています。また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、11,258件(21.1%)となっています。

なお、前年は、「放火」7,225件(12.6%)、「たばこ」5,914件(10.3%)、「こんろ」6,026件(10.5%)、「放火の疑い」5,039件(8.8%)、「たき火」3,380件(5.9%)の順となっています。

「放火」及び「放火の疑い」を合わせた件数が多い主な都道府県は、東京都1,959件(32.6%)、大阪府1,070件(31.7%)、神奈川県860件(30.4%)、愛知県851件(25.6%)、埼玉県832件(29.9%)の順となっており、大都市を抱える都府県で高い割合を示しています。

火災種別ごとにみると建物火災31,494件にあつては、「こんろ」5,897件(18.7%)、「放火」3,248件(10.3%)、「たばこ」3,179件(10.1%)、「放火の疑い」1,950件(6.2%)、「ストーブ」1,901件(6.0%)の順となっています。

林野火災1,574件では、「たき火」391件(24.8%)、「火入れ」228件(14.5%)、「放火の疑い」172件(10.9%)、「たばこ」169件(10.7%)、「火遊び」72件(4.6%)の順となっています。

車両火災6,239件では、「放火」784件(12.6%)、「排気管」681件(10.9%)、「放火の疑い」523件(8.4%)、「たばこ」236件(3.8%)、「衝突の火花」226件(3.6%)の順となっています。

船舶火災102件では、「電灯・電話等の配線」8件(7.8%)、「溶接機・切断機」6件(5.9%)、「たばこ」5件(4.9%)、「電気機器」4件(3.9%)、「焼却炉」「こんろ」「放火」が各3件(2.9%)となっています。

航空機火災1件の出火原因は、「内燃機関」となっています。

その他火災13,850件では、「放火」2,549件(18.4%)、「放火の

疑い」1,974件(14.3%)、「たき火」1,762件(12.7%)、「たばこ」1,543件(11.1%)、「火遊び」920件(6.6%)の順となっています。

6 消防庁の対策について

(1) 住宅防火対策への取り組み

平成18年(1月～12月)の住宅火災における放火自殺者等を除く死者数は、概数で1,187人となり、前年と比較すると33人の減少(－2.7%)となりましたが、データのある昭和54年以降、最多を記録した前年の1,220人に次ぐ値となっています。

平成18年6月1日に、住宅火災による死者数の急増に対応するため、すべての住宅に住宅用防災機器の設置・維持を義務付ける改正消防法が施行されました。新築住宅については同日から適用となりましたが、既存住宅については、市町村条例で定める日(平成19年～平成23年)まで住宅用火災警報器等の設置・維持が猶予されています。しかしながら、火災による死者数の低減のため、できるだけ早い時期に設置することが重要です。消防庁では、これまでも「死者の発生した住宅火災の続発を踏まえた住宅防火対策の徹底について(平成18年1月25日消防予第35号)」等の通知を発出し、報道機関や広報紙等と連携した広報の実施や消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防火組織等と連携した普及・啓発活動等により住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図ってきたところですが、住宅火災で亡くなる方を一人でも減らすためには、さらなる住宅防火対策の徹底が必要です。

このため、平成19年度においては、広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資するシンポジウムの全国での開催、住宅用火災警報器等の設置・維持指導テキストその他広報資料の作成配布、また、

秋・春の火災予防運動等の機会をとらえた報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動の実施など、住宅用火災警報器の早期設置の促進等を行うこととしています。

(2) 放火火災防止対策への取り組み

平成 18 年（1 月～12 月）の放火及び放火の疑いによる火災は 11,258 件で、前年と比較すると 1,006 件の減少（－8.2%）となっていますが、依然として全火災の 21.1%と高い割合となっています。

消防庁では、平成 12 年に「放火火災予防対策マニュアル」を作成し配布するとともに、平成 16 年 12 月に学識経験者、消防機関、関係行政機関等からなる検討会による報告書（放火火災防止対策戦略プラン）を全国の消防機関へ配布・周知するとともに消防庁のホームページ等で幅広く情報提供を行い、放火火災の防止に向けソフト・ハード両面からの取り組みを推進しています。

ソフト対策としては、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取り組みが進められています。

また、ハード対策としては、放火行為の抑制に効果が期待される放火監視機器の開発・普及を促進するため、「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、全国 5 地域に放火監視機器を設置し、効果の検証を行っています。

今後とも、放火火災防止対策戦略プランに基づき、ご近所の底力を活かして、「放火されない環境づくり」による安全で安心な暮ら

しの実現を目指していきます。

(3) 林野火災防止への取り組み

林野火災の件数は 1,574 件で、前年同期と比較すると 641 件の減少（－28.9%）となっています。また、延べ焼損面積は約 843ha で、前年同期と比較すると 273ha の減少（－24.5%）となっています。

消防庁では、林野火災の多発状況を踏まえつつ、主な出火原因である失火を抑制し林野火災を減少させるため、平成 16 年 10 月に「林野火災の有効な低減方策検討会」を設置し、火災警報の効果的な運用、火の使用制限のあり方などに関する検討を行い、その結果を受け、平成 17 年 8 月に失火防止対策として火災警報発令時における喫煙の制限に関して火災予防条例（例）の一部改正を行いました。

気象庁が発表する火災気象通報を受けた市町村は、火災の予防上の危険があると判断したときは、火災警報を発令して火気の使用の制限を行うこととなります。しかしながら、火災気象通報の発表地域は県内全域など広範囲なため市町村の気象状況に対応した火災警報の発令が困難であることなどの問題がありました。

このため、平成 16 年 6 月から平成 18 年 4 月にかけて、火災気象通報の運用改善と火災警報の効果的な活用を図るため、気象庁と連携して、モデル県を 7 県（平成 16 年は岩手・栃木・山口・熊本、平成 17 年は新潟・三重・広島を追加）選定し、消防本部で観測したデータを地方气象台等に提供し、消防本部の管轄地域ごとに火災気象通報を発表する取り組み（試行）を通じて、平成 18 年度火災気象通報の発表を細分化していく上での効果や課題等を整理しました。

また、毎年、林野庁と共同で林野火災が多発、増加する春季全国火災予防運動期間中の 3 月 1 日から 7 日までを全国山火事予防運動の統一実施期間と定め、平成 19 年についても、「伝えたい 森のやさしさ 火のこわさ」という統一標語のもと、様々な広報活動を通

じて山火事の予防を呼びかけたところです。

さらに、平成 18 年度については、林野庁と共同して消防活動を行う関係機関の情報共有・伝達のあり方や、無人航空機（UAV）の利用可能性など、広域的な林野火災発生時における消防活動体制のあり方について検討を行っています。

(4) 産業施設の防災対策の推進に係る取り組み

○ 石油コンビナート等特別防災区域における防災対策の充実強化

平成 15 年 9 月の石油タンク全面火災を受け、平成 16 年 6 月に消防力の充実強化等を目的とする石油コンビナート等災害防止法の一部が改正されました。

これを受け、全国の特定事業所に、石油タンク全面火災に対応するための防災資機材である大容量泡放射システムの配備の義務付けを行うとともに、当該システムを共同配備するために特定事業者が共同して設置する広域共同防災組織に関する事項を定めることを内容とした石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正（平成 17 年政令第 353 号）等を行い、平成 17 年 12 月 1 日に施行されました。

これにより特定事業者は、平成 20 年 11 月末までに、当該システムを配備することとなります。

また、関係道府県にあつては、特定事業者のシステムの配備に向けて、石油コンビナート等防災計画の修正作業が必要となります。

消防庁では、このような状況を踏まえつつ、平成 19 年 10 月 20 日に、「広域共同防災組織に係る石油コンビナート等防災計画のあり方に係る検討会」を設置し、当該修正についての関係機関の標準的な役割分担、検討体制及びスケジュール等について検討を行い、当該検討結果を受け、平成 19 年 1 月に「大容量泡放水砲等の配備に伴う石油コンビナート等防災計画の修正等について」として、関係道府県あて通知しました。

今後、関係道府県にあつては、当該通知を参考とし、石油コンビナート等防災計画を修正していくこととなります。

消防庁としては、当該システムの輸送を含めた広域的な防災体制等について引き続き検討していく予定です。